

## 議案第13号

### 関西広域連合規約の変更に関する協議について

次のとおり関西広域連合規約の一部を変更することに關し協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年9月11日

鳥取県知事 平井伸治

#### 関西広域連合規約の一部を改正する規約（案）

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「構成府県」という。）並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市（以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。）をもって組織する。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1)～(6) 略

(7) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 略

イ 調理師法第3条、第3条の2（第3項及び第4項を除く。）、第4条から第5条の2（第3項を除く。）まで及び第6

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「構成府県」という。）並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市（以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。）をもって組織する。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1)～(6) 略

(7) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 略

イ 調理師法第3条第1項、第3条の2（第3項及び第4項を除く。）、第4条から第5条の2（第3項を除く。）まで及び第6

条に規定する事務

ウ 略

(8)・(9) 略

2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあっては奈良県に係るものを、同項第1号（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものを除くものとする。

3 略

(広域連合の議会の定数)

第8条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、39人とする。

別表（第20条関係）

条に規定する事務

ウ 略

(8)・(9) 略

2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものを除くものとする。

3 略

(広域連合の議会の定数)

第8条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、36人とする。

別表（第20条関係）

経費の区分				負担する構成団体				負担割合			
総務費	第4条第1項 第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費			滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市			略				
	略										
企画調整費	第4条第1項 第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	略	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	略	略	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	略	略	略	略
	略										
事業費	第4条第1項 第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	略	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	略	略	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	略	略	略	略
	第4条第1項 第3号アからウまでに規定	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、	略	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	略	略	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	略	略	略	略

	する事務に係る経費	鳥取県及び徳島県			する事務に係る経費	及び徳島県	
	第4条第1項 第3号工から クまでに規定 する事務に係 る経費	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、 鳥取県、徳島県、 京都市、大阪市、 堺市及び神戸市	略		第4条第1項 第3号工から クまでに規定 する事務に係 る経費	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 和歌山県、鳥取県、 徳島県、京都市、 大阪市、堺市及び 神戸市	略
	略				略		
	第4条第1項 第5号ウに規 定する事務に 係る経費	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 和歌山県、鳥取県、 徳島県、京都市、 大阪市、堺市及び 神戸市	人口割 10分の10		第4条第1項 第5号ウに規 定する事務に 係る経費	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 和歌山県、鳥取県、 徳島県、京都市、 大阪市、堺市及び 神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項 第6号ウに規 定する事務に 係る経費	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 和歌山県、徳島県、 京都市、大阪市、 堺市及び神戸市	人口割 10分の10		略		
	略				略		
備考 略				備考 略			

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。